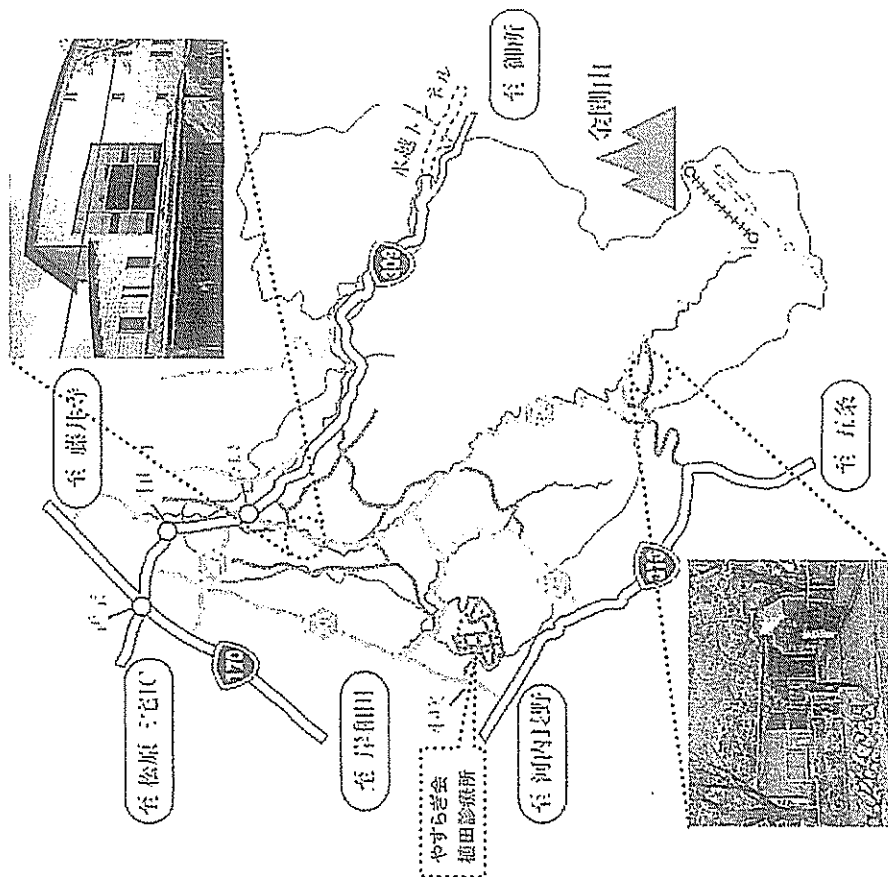


千早赤阪村国保診療所

診療所は指定管理者の(医)やすらぎ会 小吹台植田診療所が運営しています

診療科目 内科・小児科・皮膚科・リハビリテーション科

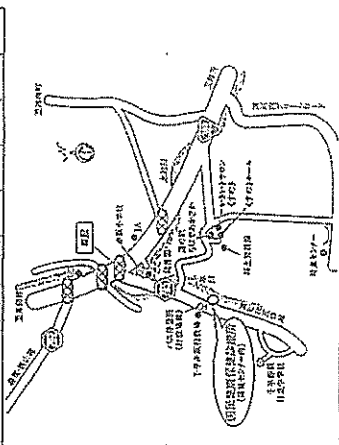


千早赤阪村国保診療所

(千早赤阪村水分 195-1)

☎0721-72-0038

診療時間	月	火	水	木	金
午前 9時～12時	○	○	○	○	○
午後 13時～16時	—	○	—	—	○

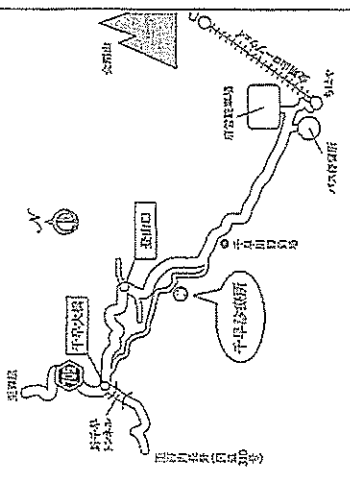


千早診療所

(千早赤阪村千早 184-1)

☎0721-74-0240

診療時間	月	火	水	木	金
午前 9時～12時	—	○	—	—	○

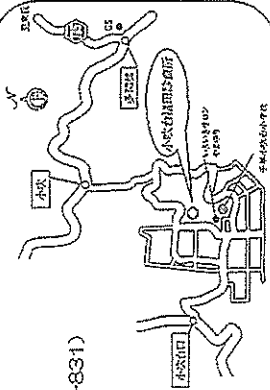


(医)やすらぎ会 小吹台植田診療所

☎0721-72-1362 (千早赤阪村小吹 68-831)

診療時間	月	火	水	木	金	土
午前 9時～12時	○	○	○	○	○	○
午後 13時～16時	○	○	—	○	○	—

診療 毎週木曜日 午前9時～12時
総原 毎週木曜日 午後4時30分～7時

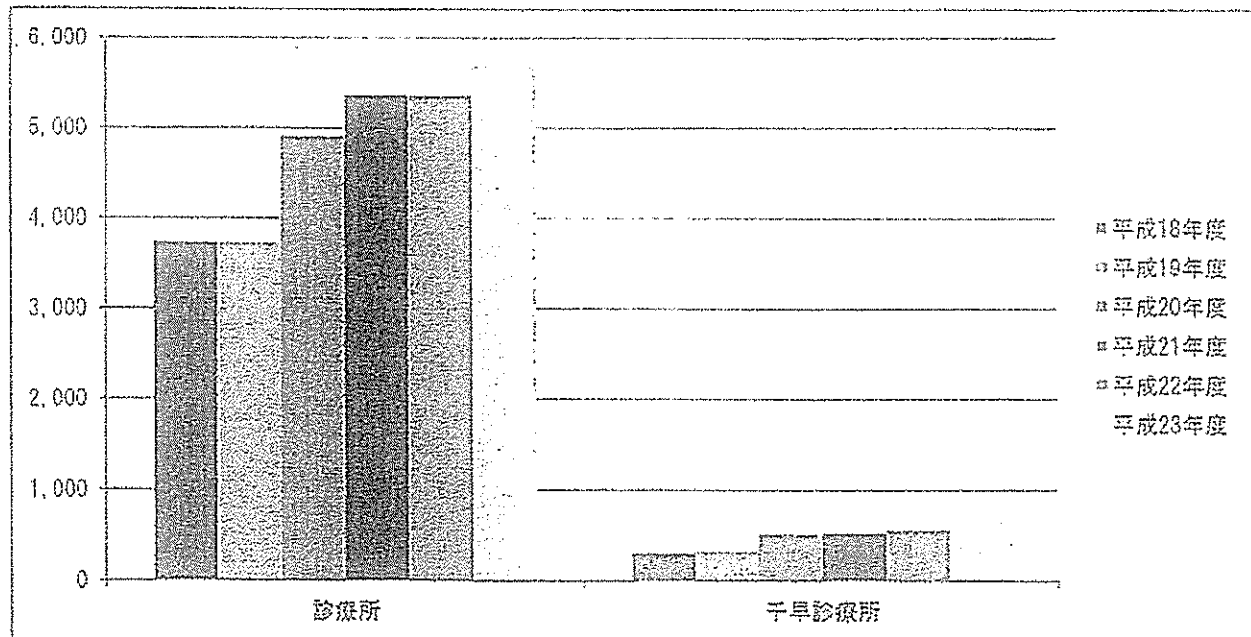


地区別人口

	地区名	世帯数	人口
国保診療所	森屋	420	1,192
	水分	269	656
	桐山	65	183
	二河原辺	63	160
	川野辺	56	144
	吉年	64	160
	東阪	193	495
	小計	1,130	2,990
国保千早診療所	千早	135	305
	小計	135	305
植田診療所	小吹	98	297
	中津原	119	305
	小吹台	884	2,142
	小計	1,101	2,744
千早赤阪村		2,366	6,039

平成24年6月末

受診者数



受診者数

	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度	平成23年度
診療所	3,741	3,733	4,910	5,372	5,365	5,685
千早診療所	316	330	518	536	568	656

診療受診人数調べ

平成 19 年 12 月作成
< 診療人数(診療日数) >

	平成 16 年度		平成 17 年度		平成 18 年度		平成 19 年度	
	診療所	千早	診療所	千早	診療所	千早	診療所	千早
4 月	323(21)	49(9)	297(20)	28(8)	288(20)	24(8)	325(20)	21(8)
5 月	276(18)	33(7)	294(19)	26(8)	314(20)	27(8)	295(21)	28(8)
6 月	293(22)	37(9)	309(22)	27(8)	328(22)	26(9)	304(21)	26(9)
7 月	311(21)	33(8)	259(20)	22(9)	303(20)	21(8)	310(21)	21(9)
8 月	307(22)	34(9)	289(23)	26(9)	306(23)	28(9)	279(18)	31(9)
9 月	254(20)	31(8)	282(20)	23(8)	301(20)	26(9)	246(15)	21(8)
10 月	297(20)	34(9)	318(20)	21(8)	303(21)	31(9)	311(22)	25(9)
11 月	340(20)	33(8)	309(20)	23(9)	321(20)	28(7)	330(21)	34(8)
12 月	325(20)	32(8)	346(20)	27(7)	328(21)	28(9)		
1 月	303(18)	25(7)	301(18)	22(8)	287(18)	24(8)		
2 月	343(19)	29(7)	299(20)	30(8)	302(19)	28(8)		
3 月	437(22)	30(9)	338(22)	25(8)	360(21)	25(9)		
計	3,809 人 400 人		3,641 人 300 人		3,741 人 316 人			
	診療所 317 / 月		303 / 月		311 / 月			
	千早 33 / 月		25 / 月		26 / 月			

協 定 書

千早赤阪村（以下「甲」という。）と医療法人やすらぎ会（以下「乙」という。）は、地方自治法第244条の2第3項及び千早赤阪村国民健康保険診療所条例第4条の規定により甲が設置する千早赤阪村国民健康保険診療所の管理運営を乙が行うことにあたり、次のとおり協定を締結する。

（協定の要項）

第1条 この協定の要項は、次のとおりとする。

- (1) 施設の名称 千早赤阪村国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）
- (2) 地 所 千早赤阪村国民健康保険千早診療所（以下「千早診療所」という。）
大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分195番地の1
大阪府南河内郡千早赤阪村大字千早184番地の1
- (3) 期 間 平成23年4月1日から平成26年3月31日まで

（診療内容及び休診日）

第2条 診療内容及び休診日は次のとおりとする。ただし、変更する場合は甲の承認を得なければならない。

(1) 診療時間

- ア 診 察 所 月曜日から金曜日午前9時から正午まで
火曜日・金曜日午後4時30分から午後6時30分まで
- イ 千早診療所 火曜日・金曜日午後2時から午後4時まで
- (2) 診療科目 内科・小児科・皮膚科・リハビリテーション科
- (3) 休診日
- ア 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- イ 12月29日から翌年1月3日までの日(前号に掲げる日を除く。)
- ウ アに掲げる日以外の日で、法律の定めるところにより休日となる日
- エ その他甲乙協議の上、診療日を休診とする日

（管理運営業務の内容）

第3条 甲は、条例第3条の規定に基づき、次に掲げる管理運営業務を乙に行わせるものとする。

- (1) 診療等に関する業務
- (2) 使用料及び手数料に関する業務
- (3) 施設及び設備の維持管理に関する業務
- (4) 地域医療の推進に関する業務

（使用料）

第4条 千早赤阪村国民健康保険診療所条例第12条に規定する使用料は乙の収入とする。

（手数料）

第5条 乙は、千早赤阪村国民健康保険診療所条例第13条に規定する手数料を徴収したときは、1ヶ月分をまとめ翌月の15日までに千早赤阪村国民健康保険特別会計（直営診療施設勘定）に納入するものとする。

2 甲は、前項で納入された手数料に相当する額を手数料徴収事務交付金として、翌月の10日までに指定管理者に支払うものとする。

（管理経費等）

第6条 乙は、本協定書及び別に規定する国民健康保険診療所管理業務仕様書（以下「仕様書」という。）に基づき業務を遂行し、これに伴う管理経費等の費用負担は仕様書の別表によるものとする。

2 甲は、別に定める住民の健康保持増進のための事業等を乙が実施した場合、その費用負担については別に定める。

（財産の貸与）

第7条 甲は、別に定める財産台帳に記載する診療所及び千早診療所の土地、建物、設備及び付帯設備並びに医療用機器等の備品を指定期間中、乙に無償で貸与する。

2 乙は、無償貸与を受けた医療機器等の備品を破壊する場合は、甲に届け出るものとする。また、更新が必要となった備品の購入については、甲乙協議するものとする。

（財産の管理等）

第8条 乙は、施設の管理運営に係る財産を善良なる管理者の注意をもって管理しなければならない。

2 乙は、事業に係る財産を施設の管理運営以外の目的で使用してはならない。ただし、甲の承認を得たときはこの限りではない。

（秘密の保持）

第9条 乙は、診療所及び千早診療所を管理するにあたっては、千早赤阪村個人情報保護条例（平成13年千早赤阪村条例第3号）の規定に基づき、個人情報の適正な管理のために甲の施策に準じた措置を講ずるとともに、知り得た秘等を他に漏らしてはならない。その漏れを退いた後においても同様とする。

（事業報告書の作成及び提出）

第10条 乙は、毎会計年度終了後30日以内に次の各号に掲げる事項を記載した事業報告書を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 管理運営業務の実施状況
- (2) 患者数の状況
- (3) 利用料金の収入実績
- (4) 管理経費の収支状況

(5) その他甲が必要と認める事項

(原形変更の承認)

第11条 乙は、施設の原形を変更しようとするときは、あらかじめ甲の承認を得なければならない。

(指定の取消し)

第12条 甲は、乙が次の各号に該当するとき、その他指定管理者の責めに帰すべき事由により管理運営を継続することができないと認めるときは、その指定を取消することができ

る。

(1) 関係法令、条例、規則又はこの協定の条項に違反したとき。

(2) 診療所及び千早診療所の管理業務を履行しないとき又は履行の見込がないと認められるとき。

(3) その他甲の指示に従わないとき。

2 乙が、指定期間中に自己の理由により指定の辞退を求める場合は、6ヶ月以上の期間

をおいて申し出たとき。

3 前項の規定により指定を取消した場合において、乙に損害が生じても甲はその賠償の

責を負わない。

(原状回復)

第13条 乙は、第11条の規定により原形変更した場合において、指定期間の満了又は指定の取消しにより診療所の管理業務が終了したときは、原状に回復するものとする。ただし、甲の承認を得たときはこの限りでない。

(損害の賠償)

第14条 乙は、診療所及び千早診療所の管理業務の履行にあたり、乙の責に帰すべき事由により甲又は第三者に損害を与えた場合は、損害を賠償しなければならない。

2 乙は、診療所及び千早診療所の施設に瑕疵があったことにより第三者に損害が生じた場合は、甲の責めに帰する場合を除きその損害の責を負うものとする。

3 乙は、第12条第1項の規定により指定を取消された場合において甲に損失が生じたときは、その損失を補填しなければならない。

(施設等の損傷)

第15条 乙は、故意又は過失によりその管理する施設及び設備等を損傷し、又は滅失したときは弁償するとともに、それによって生じた損害を甲に賠償しなければならない。ただし、甲が特別の事情があると認めるときは、その金額又は一部を免除することができる。

(責任の分担)

第16条 指定期間内における指定管理運営による施設の管理運営上の責任の分担については、

別紙1のとおりとする。

(権利義務の譲渡等)

第17条 乙は、この協定によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、若しくは承継させ、又は権利を担保に供してはならない。

(再委託の禁止)

第18条 乙は、この協定に定める管理運営業務の全部を第三者に委託し、又は請け負わせなければならない。ただし、あらかじめ書面による甲の承認を得たときは、この限りでない。

(業務内容の変更等)

第19条 甲は、必要があるときは、管理運営業務の内容を変更し、又は業務を一時中止することができるとする。この場合は、甲乙協議し、甲乙協議して書面によりこれを定めるものとする。

(電気料金等)

第20条 乙が支払う電気料金等は、平成23年4月使用分(5月請求分)から平成26年3月使用分(4月請求分)まで支払うものとする。

(経費等の協議)

第21条 この協定に定めのない事項又はこの協定に關して異議が生じたときは、甲乙協議してこれを定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

平成23年3月31日

甲 大阪府南河内郡千早赤阪村大字水分180番地

千早赤阪村

代表者 村長 松本 昌親

乙 大阪府南河内郡千早赤阪村大字小吹58番地の831

医療法人 やすらぎ会

理事長 山本 定隆

千早赤阪村国民健康保険診療所管理業務仕様書

千早赤阪村国民健康保険診療所（以下「診療所」という。）は国民健康保険その他各福祉会保険の趣旨に基づき積極的な診療を行うとともに無医地区解消対策に協力し、国民健康保険事業の円滑な実施と公衆衛生の向上及び増進、国民健康保険の健全な運営に貢献することを任務として設置された施設である。今後は、高齢化社会を迎えるなか医療サービスの提供だけでなく、診療所を拠点とした介護予防事業等の在宅サービスや健康教育・健康相談などの保健事業との連携を進め、地域医療の核となる身近な医療機関として充実を図る。

したがって、管理者はこの設置趣旨を十分理解し、本仕様書に沿って国民健康保険診療所の管理業務を適切に遂行しなければならない。

1. 管理に関する基本的事項

- (1) 条例、規則、関係法令、一般原則を遵守すること。
- (2) 施設の利用者に対し、平等かつ公平な取扱をすること。
- (3) 施設及び物品の維持管理は、適切に行うこと。
- (4) 作成した書類及び受領する書類等は適切に管理・保管すること。

2. 管理体制等に関する事項

- (1) 業務遂行に必要な能力を有するものを配置すること。
- (2) 緊急時等に的確な対応ができる体制を整備すること。

3. 業務に関する事項

- (1) 毎日診療所の清掃を行うこと。
- (2) 診療所の開設及び戸締りは、責任をもって行うこと。

4. 負担区分等に関する事項

- (1) 費用負担区分等については、別表のとおりとする。

別表

診療所における村と指定管理者の費用負担

項 目	内 容	費用分担	
		指定管理者	村
一般管理費			
需用費	消耗品（コピー用紙、乾電池、石鹸等）	○	
	燃料費（プロパンガス、灯油等）	○	
	印刷製本費（薬票、診察券、カルテ等）	○	
	光熱水費（電気代（面積按分）・水道代）	○	
	修繕費（パソコン、プリンター等）	○	
	被服費（白衣等）	○	
役務費	通信運搬費（電話代、切手代等）	○	
	保険料（建物火災保険）		○
	保険料（医師賠償責任保険）	○	
委託料	手数料（放射線測定手数料、クリーニング代）	○	
	診療報酬システム保守料	○	
	電気保安管理業務委託料（面積按分）	○	
	医療廃棄物処理委託料	○	
備品購入費	一般備品購入	○	
	医療機器購入		協議
負担金	日本医師会費、大阪府医師会費、富田村医師会費	○	
	大阪府医師会設備資金応益負担金	○	
	全国直診協議会負担金、府直診協議会負担金		○
医療費			
需用費	医療用消耗材料費	○	
	医薬品衛生材料費	○	
	医療用検査費	○	
公債費			
元金	元金償還金		○
利子	利子償還金		○

乙が支払う電気料金及び電気保安管理業務委託料は、面積按分（1/4）とし、甲が毎月発行する給付書により支払うものとする。

別紙 1

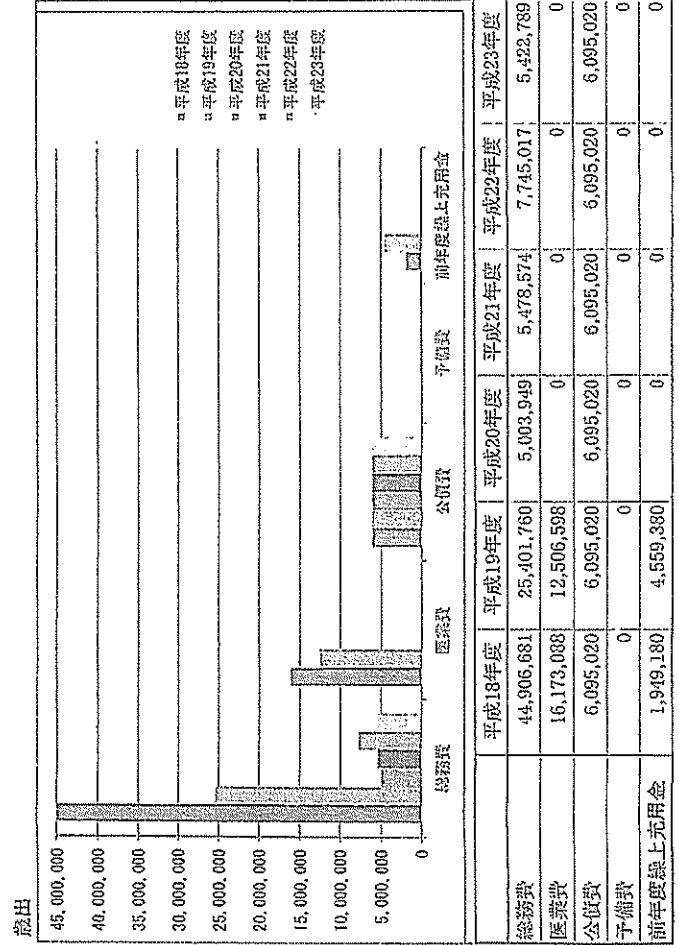
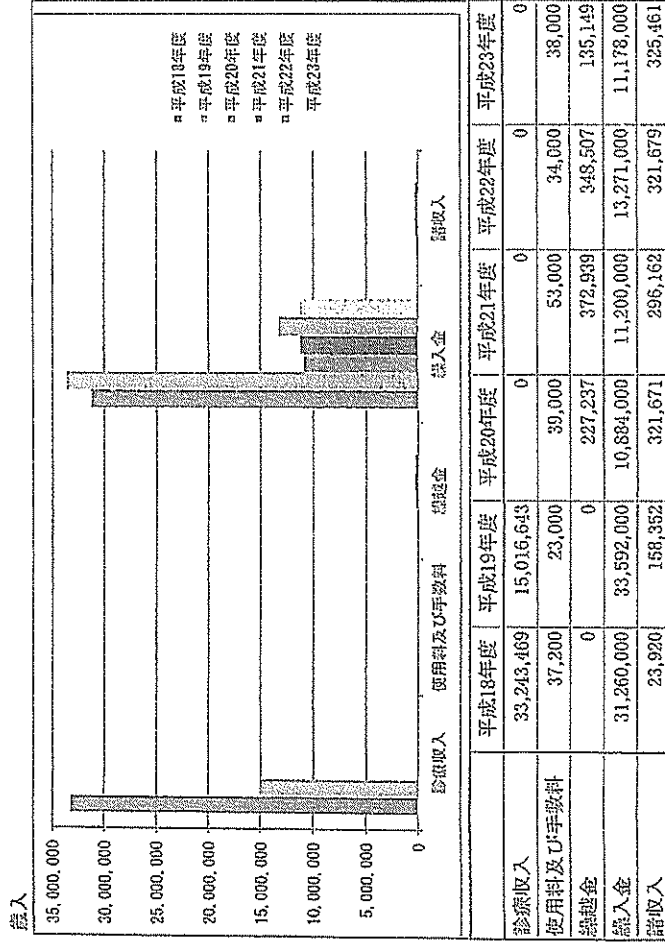
指定管理者による施設の管理運営上の責任分担

(第 16 条関係)

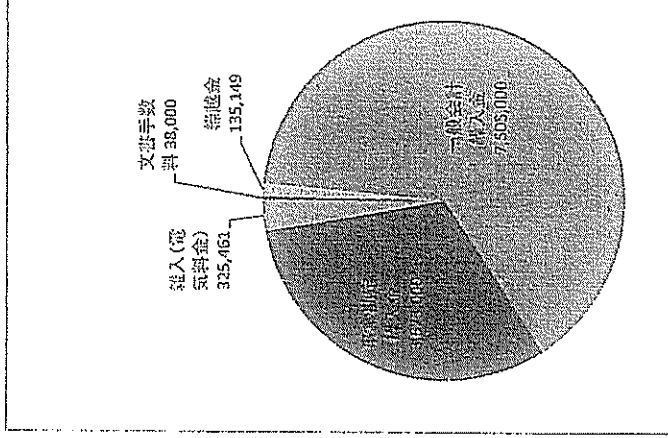
種 類	内 容	責任の分担	
		甲	乙
社会経済状況の変化	物価や金利の変動によって収支が悪化した場合		○
施設・設備等の損傷	経年劣化によるもので極めて小規模なもの		○
	経年劣化によるもので上記以外のもの	○	
	指定管理者による管理上における瑕疵及び指定管理者の責めに帰すべき事由による施設・設備等の損傷		○
	上記以外による施設・設備等の損傷が生じた場合	○	
備品の購入	高額医療機器等の購入	協議	
第三者賠償	業務実施に伴い生じた第三者への損害が生じた場合		○
不可抗力	地震、台風等の自然災害等による診療業務の変更・中止、延期又は臨時休業	協議	

※上記に定めのない事項又は上記の規定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議のうえ、これを定める。

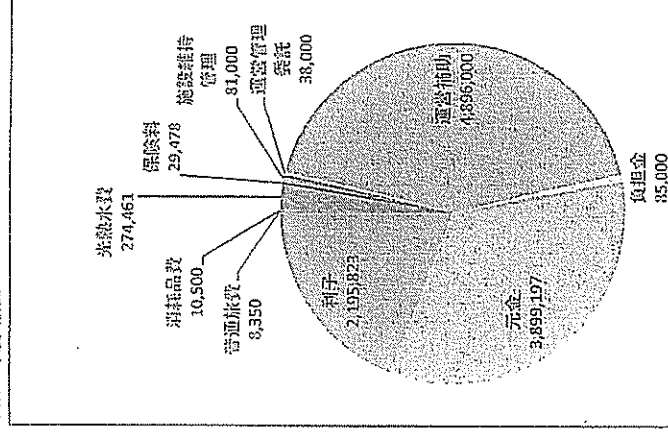
補足説明資料 3



平成23年度 歳入



平成23年度 歳出



平成23年度 歳入

款	項	目
使用料及び手数料	手数料	文書手数料
繰入金	繰入金	繰入金
繰入金	繰入金	一般会計繰入金
繰入金	繰入金	事業助定繰入金
繰入金	繰入金	繰入金(電気料金)

平成23年度 歳出

款	項	目	節	細節
総務費	施設管理費	一般管理費	旅費	普通旅費
総務費	施設管理費	一般管理費	需用費	消耗品費
総務費	施設管理費	一般管理費	需用費	光熱水費
総務費	施設管理費	一般管理費	集約費	集約料
総務費	施設管理費	一般管理費	委託料	施設維持管理
総務費	施設管理費	一般管理費	委託料	運営管理委託
総務費	施設管理費	一般管理費	負担金、補助及び交付金	運営補助
総務費	施設管理費	国民健康保険診療施設運営協議会	負担金、補助及び交付金	負担金
公債費	公債費	元金	償還金元金	元金
公債費	公債費	利子	償還金利子	利子